

慢性閉塞性肺疾患（COPD）に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じる肺の炎症性疾患であり、せき、たん、息切れを主な症状として、緩やかに呼吸障害が進行する。現在、COPDは、厚生労働省が定めた健康日本21において、がん、循環器病、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。

COPDに罹患し、肺胞が破壊され肺気腫という状態になると、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下し、治療によっても元に戻ることはないと言われている。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動が低下することで、要介護状態の一步手前のフレイル状態になり、対策を行わなければ今後の介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

そのため、COPDについては、重症化する前に治療を開始することで、症状を和らげたり、進行を遅らせたり、状態が悪化することを予防したりすることが大切となるが、実際に診察や治療を受けている方は国内の推計患者数と比べて非常に少ないのではないかとの指摘がなされている。また、COPDに対する関心も高いとは言えない状況であり、COPDの認知度を高め、潜在的なCOPD患者の早期発見及び早期治療に向けた取組を強化するとともに、重症化予防対策を適切に進めることが必要とされている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援するとともに、臨床検査技師・保健師等による正確な計測を可能にするための研修の実施やガイドラインの周知を徹底すること。
- 2 胸部エックス線や胸部CTによる画像検査とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及を促進すること。
- 3 COPDの増悪を避けるため、接種が推奨されているインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの積極的な活用について検討を進めるとともに、厚生労働科学研究費補助金等による新規治療薬開発のサポート体制を強化すること。
- 4 COPDに対する情報や知識の普及啓発に向けて、かかりつけ医や学校、企業団体による保健指導等により、幅広い年齢層に対する教育や研修を促進すること。
- 5 地方公共団体におけるCOPDの認知度向上に向けた取組や重症化予防対策に対して、財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）